(財政金融委員会)

所 得 税 法 等 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 法 律 案 (閣 法 第 八号)(衆 議 院送付) 要旨

本 法 律 案 は 現 下 \mathcal{O} 経 済 情 勢 等 を 踏 ま え 成 長 لح 富 \mathcal{O} 創 出 \mathcal{O} 好 循 環 を 実 現 するととも に、 社 会 保 障 • 税

体 改 革 を 着 実 に 実 施 す る な سلح \mathcal{O} 観 点 か ら、 玉 税 に 関 L 個 人 所 得 課 税 法 人 課 税 資 産 課 税 納 税 環 境 整

備

等 に 0 1 て 所 要 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る t \mathcal{O} で あ ý, そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} と お り で あ る。

一、個人所得課税

1 所 得 税 \mathcal{O} 最 高 税 率 現 行 兀 + % を引 き上 げ る (現 行 \mathcal{O} 税 率 構 造 に 加 え て、 課 税 所 得 兀 千 万 円 超 に 0

いて四十五%の税率を創設)。

2 金 融 所 得 課 税 \mathcal{O} 体 化 を 進 \Diamond る 観 点 カコ ら、 公 社 債 等 に 対 す る 課 税 方 式 \mathcal{O} 変 更 及 び 損 益 通 算 \mathcal{O} 範 囲 \mathcal{O} 拡

大等を行う。

3 住 宅 口 ン 減 税 \mathcal{O} 適 用 期 限 平 成二十 五. 年 末) を 兀 年 間 延 長 し、 認 定 住 宅 〔長 期 優 良 住 宅 • 低 炭 素 住

宅) を 取 得 L た 場 合 \mathcal{O} 最 大 控 除 額 を五 百 万 円 (そ れ 以 外 \mathcal{O} 住 宅 は 匹 百 万 円) に 引き上 げ る。

一、法人課税

研 究 開 発 税 制 0 総 額 型 \mathcal{O} 控 除 上 限 額 を 法 人 税 額 の三十% (現行二十%) に 引き上 げるととも に、 特 別

試験研究費の範囲を拡大する。

1

2 玉 内 \mathcal{O} 生 産 等 設 備 投 資 額 を 定 以 上 増 加 さ せ た 場 合 に、 そ \mathcal{O} 生 産 等 設 備 を 構 成 す る 機 械 装 置 \mathcal{O} 取 得 価

額 \mathcal{O} 三 + % \mathcal{O} 特 別 償 却 又 は \equiv % \mathcal{O} 税 額 控 除 が で きる 制 度 生 産 等 設 備 投 資 促 進 税 制 を 創 設 す る。

3 給 与 等 支 給 を 定 以 上 増 加 さ せ た 場 合 に、 そ \mathcal{O} 増 加 額 \mathcal{O} + % \mathcal{O} 税 額 控 除 を 可 能 とす る 所 得 拡 大 促 進 税

制を創設する。

三、資産課税

1

相 続 税 \mathcal{O} 基 礎 控 除 を 引 き下 げるととも に、 最 高 税 率 を 五. + 五. % (現 行 五. + % に 引 き上 げ る等 0) 税 率

構造の見直しを行う。

2 贈 与 税 \mathcal{O} 税 率 構 造 に 0 1 て、 最 高 税 率 を 相 続 税 0) 最 高 税 率 に 合 わ せ る 一 方で、 子 孫 等 が 受贈者とな

る場合の税率構造を緩和する。

3 相 続 時 精 算 課 税 制 度 に つ ١ ر て、 贈 与 者 \mathcal{O} 年 齢 要件、 を六 + 五. 歳 以 上 カュ ら六 十歳以 上 に引き下 ・げるととも

に、受贈者に孫を加える。

非 上 場 株 式 等 12 係 る 相 続 税 及 び 贈 与 税 \mathcal{O} 納 税 猶 予 制 度 事 業 承 継 税 制 に つ ١, て、 適 用 要 件 \mathcal{O} 緩 和 (雇

4

用 確 保 要 件 \mathcal{O} 緩 和 等 負 担 \mathcal{O} 軽 減 利 子 税 \mathcal{O} 引 下 げ 等 手 続 \mathcal{O} 簡 素 化 等 \mathcal{O} 見 直 L を 行 う。

5 子 孫 に 対 す る 教 育 資 金 \mathcal{O} 括 贈 与 に 係 る 贈 与 税 に 0 7 て、 子 • 孫 ごとに 千 五. 百 万 円 ま で を 非 課 税 لح

する措置を創設する。

四、納税環境整備

事 業 者 等 \mathcal{O} 負 担 を 軽 減 す る 観 点 等 カコ ら、 延 滯 税、 利 子 税 及 び 還 付 加 算 金 \mathcal{O} 引 下 げ を 行 .; う。

五、その他

1 避 難 解 除 区 域 等 に 係 る 税 額 控 除 制 度 \mathcal{O} 拡 充 等 \mathcal{O} 復 興 支 援 税 制 \mathcal{O} 改 正 を 行 う。

2 適 用 期 限 \mathcal{O} 到 来 す る 特 別 措 置 \mathcal{O} 延 長 既 存 \mathcal{O} 特 別 措 置 \mathcal{O} 整 理 合 理 化 等 所 要 0 措 置 を 講 ず る。

六、施行期日等

1 \mathcal{O} 法 律 は 別 段 \mathcal{O} 定 8 が あ る t 0 を 除 き、 平 成 三十 五. 年 兀 月 日 カコ 5 施 行 す る。

2 附 則 に お 1 て 寄 附 金 税 制 特 定 支 出 控 除 交 際 費 課 税 及 \mathcal{U} 贈 与 税 に 関 す る 検 討 規 定 を設 け る。

な お 本 法 律 施 行 に 伴 . う 平 -成二十 五. 年 度 0) 租 税 減 収 見 込 額 は 約 二千三 百 兀 +億 円 で あ る。